

令和4年度東京都伝統工芸品産業振興協議会 議事録

令和4年12月16日（金曜日）13時30分から16時30分
都庁第一本庁舎33階特別会議室N6

事務局 お待たせいたしました。ただいまから、令和4年度東京都伝統工芸品産業振興協議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、産業労働局商工部事業推進担当課長の西島と申します。どうぞよろしく願いいたします。早速、次第を進めさせていただきます。はじめに、東京都産業労働局商工部長の緑川より開会のご挨拶を申し上げます。

商工部長 東京都産業労働局商工部長の緑川でございます。
各委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より東京都の伝統工芸品産業の振興施策につきまして、ご理解とご協力を賜り、この場をお借りして、御礼申し上げます。

東京の伝統工芸品は、江戸・東京の風土や 歴史の中で生み出され、時代を越えて受け継がれた職人の技により育まれており、現在、41品目が指定されております。

都は、伝統工芸品産業の振興を図るため、各産地組合の方々の御協力をいただきながら、百貨店や海外での展示販売会の開催に加え、公式HPやECサイトの運営など、国内外に向けた販路開拓等へのサポートを行っております。

本日は、令和4年度の東京都伝統工芸士の認定と東京都伝統工芸品の新規指定について御議論いただきます。

本協議会は、伝統工芸品産業の知見を有する委員の皆様方から様々な御意見をいただく貴重な機会でございます。是非とも、忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

東京都は、今後とも伝統工芸品産業の一層の振興を図るため、様々な施策を展開してまいります。

委員の皆様方の引き続きのお力添えを改めてお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

事務局 続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

小澤 弘 委員

丸山 伸彦 委員
川越 仁恵 委員
山下 健 委員
江上 昌幸 委員
五月女 利光 委員

本日の協議会は、8名の委員のうち、6名の委員に出席いただいております。

本協議会につきましては、「協議会設置要領」第7の2及び3の規定により、基本的に公開とし、議事録も公開することを併せて報告させていただきます。

引き続きまして、「協議会設置要領」第6の規定に基づく会長の選出ですが、委員の互選により会長を選出することとなっております。どなたかご意見ございますか。

山下委員 小澤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし

事務局 それでは、小澤委員に本協議会の会長をお願いいたします。議事に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。なお、本日の会議はペーパーレスで実施をいたしますので、各資料はお手元のタブレット内に保存されております。次第のほか、令和4年度東京都伝統工芸品産業振興協議会委員名簿、資料1 伝統工芸士認定関係資料、資料2 東京都伝統工芸品新規指定関係資料、資料3 東京都伝統工芸品産業振興対策規程集を配布しております。不足等はございませんでしょうか。

最後に、本日の議事進行に当たりまして、ご発言をいただく場合には、挙手をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。議事進行は、小澤会長をお願いいたします。

会長 これより、議事に入ります。議事に入る前に、会議形式についての提案があります。伝統工芸士の認定につきましては、候補者の個人情報に関わる内容を含んでいること、東京都伝統工芸品の新規指定については、公開することにより、率直な意見の交換が妨げられる恐れがあるため、非公開が妥当と思われますので、「東京都伝統工芸品産業振興協議会設置要領」第7の3の規定により、非公開で行うことをご提案いたします。委員の皆様いかがでしょうか。皆様よろしければ非公開と決定します。

全委員 異議なし

会長 異議がないようでございますので、本日の審議については、非公開とします。

《非公開》

会長 それでは、今年度の認定候補者につきましては、全ての委員が指定すべき旨の御意見であることを確認いたしました。最終的には東京都で判断をしていただくということによろしいでしょうか。以上で本日の一つ目の議題は終了いたしました。15:00まで一旦休憩をおとりいただき、次の議題に移らせていただきます。

《休憩》

会長 時間になりましたのでこれより、二つ目の議題「東京都伝統工芸品の新規指定について」に入ります。

《非公開》

会長 それでは、東京手彫り印章につきましては、全ての委員が指定すべき旨の御意見であることを確認いたしました。最終的には東京都で判断をしていただくということによろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。本日ご議論いただいた内容を踏まえて東京都伝統工芸士の認定及び東京手彫り印章の指定について都で決定をし、各組合に通知いたします。決定内容については委員の皆様にもご報告させていただきます。

皆様、本日はありがとうございました。今後とも、伝統工芸品産業の振興に向け、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。これもちまして、令和4年度東京都伝統工芸品産業振興協議会を閉会いたします。ありがとうございました。